

政策会議 議事概要

開催日	令和4年5月20日	場所	市役所本庁舎 3階会議室
出席者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育長 <input checked="" type="checkbox"/> 市長公室長 <input checked="" type="checkbox"/> 総務部長 <input checked="" type="checkbox"/> 市民生活部長 <input checked="" type="checkbox"/> 健康福祉部長 <input checked="" type="checkbox"/> 産業部長 <input checked="" type="checkbox"/> 農業委員会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 建設部長 <input checked="" type="checkbox"/> 一宮市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 波賀市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 千種市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育部次長（代理） <input checked="" type="checkbox"/> 会計課次長（代理） <input checked="" type="checkbox"/> 議会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 総合病院副院長兼事務部長		
議題	<p>宍粟市避難行動要支援者個人情報提供に関する条例及び宍粟市避難行動要支援者個人情報提供に関する条例施行規則の制定について</p>		
総合計画での位置付け	<p>基本目標 1. 住み続けたい、住んでみたいまち 基本方針 ④安全で安心なまちづくり 基本施策 【11】防災体制の充実</p>		
総合戦略での位置付け	—		
現状	<p>災害対策基本法に基づき市が定義する避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画を作成し避難支援等関係者へ個人情報提供を行っているが、現状は同意者のみの作成・提供に留まっている。また、対象者定義も限定的である。</p>		
課題	<p>現在の対象者の定義では災害時に救うべき命が救えない可能性がある。また、令和3年5月の災害対策基本法の改正において、市町村に個別避難計画の作成が努力義務化されており、今後さらに要配慮者への適切な対応が求められていく中、現状では有事の対応に不安がある。</p>		
決定事項	<p>災害対策基本法及びひょうご防災減災推進条例に基づき、宍粟市避難行動要支援者個人情報提供に関する条例を制定することにより、避難行動要支援者本人から拒否の意思表示がない限り平時から避難支援等関係者へ避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供できるようにする。なお、対象者は見直しを行った新しい定義とする。</p> <p>【スケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9月議会に提案し、公布の日から施行する。 <p>【提供する個人情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者名簿…氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由 ・ 個別避難計画…避難行動要支援者名簿に記載された情報のほか、避難支援者情報や避難経路など <p>【提供する個人情報の対象者】</p> <p>生活の基盤が自宅にあり、避難時に支援を要する次の（１）から（６）の人</p> <ol style="list-style-type: none"> （１）要介護認定３～５ （２）身体障害者手帳１、２級 （３）療育手帳Ａ （４）精神障害者保健福祉手帳１級 （５）難病認定者 （６）市または自主防災組織などが支援の必要性を認める人 <p>【避難支援等関係者（個人情報提供先）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難支援者、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防署、警察署、社会福祉協議会、介護支援専門員、相談支援専門員 		